

平成30年度第4回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	平成30年7月10日（火）					
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 会議室					
開会時間	13時30分					
閉会時間	14時15分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	出席	5番	野口 孝志	出席
	2番	糸田 雅樹	出席	6番	竹内 友夏	出席
	3番	井上 雅夫	出席	7番	恩田 一秀	出席
	4番	庄倉 三保子	欠席			
農地利用最適 化推進委員 出欠	8番	野口 龍馬	出席	14番	頼田 洋子	出席
	9番	遠藤 宏明	出席	15番	井上 武	出席
	10番	恩田 真季	出席	16番	田邊 元史	出席
	11番	林原 敏夫	出席	17番	作野 英明	出席
	12番	池田 和雄	出席	18番	遠藤 健一	出席
	13番	吉次 純一郎	出席			
議事録署名委員	8番	野口 龍馬		9番	遠藤 宏明	
出席吏員	事務局長 芝田卓巳		事務局長補佐 亀尾憲司		事務員 田邊操枝	
傍聴人						

付議案件

議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
協議事項	(1) 遊休農地パトロール出発式について
その他	(1) 農地法第5条第1項の規定による農地一時転用届について (2) 農業委員等の公務災害補償制度について (3) 平成30年度第5回南部町農業委員会総会開催日

日程及び提出 議案の題目	(発言者)	
1. 開会	局長補佐	ただいまより、平成30年度第4回南部町農業委員会総会を開会致します。農業委員会法第21条及び農業委員会会議規則第5条によりまして出席者が過半数に達しておりますので、本会は成立していることを報告致します。それでは会長からのご挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会長	省略
	局長	農業委員会会議規則第6条によりまして、日程3以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議長	議事録署名委員は、8番 野口龍馬委員、9番 遠藤宏明委員、書記につきましては田邊事務員にお願いします。
4. 議事	議長	『議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可に

議案第1号 農地法第5条 の規定による 許可申請に対 する許可につ いて		について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局長	議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第5条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否について採決を求めます。内容につきましては局長補佐より説明致します。
	局長補佐	<p style="text-align: center;">【 議案第1号朗読及び説明（議案書2～4頁）】</p> <p>番号1 土地の表示： m² 登記：田 現況：田 合計：田 1筆 m² 用途：宅地 使用貸借 貸人： 借人：</p> <p>番号2 土地の表示： m² 登記：田 現況：田 譲渡人： 土地の表示： m² 登記：田 現況：田 譲渡人： 譲受人：</p> <p>合計：田 2筆 m² 用途：雑種地 太陽光発電 売買</p> <p>番号3 土地の表示： m² 登記：田 現況：田 譲渡人： 譲渡人： 合計：田 1筆 m² 用途：雑種地 太陽光発電 売買</p> <p>番号4 土地の表示： m² 登記：田 現況：田 土地の表示： m² 登記：田 現況：田 譲渡人： 土地の表示： m² 登記：田 現況：田 譲渡人： 譲受人： 合計：田 3筆 m² 用途：雑種地 太陽光発電 売買</p> <p>番号5 土地の表示： m² 登記：田 現況：田 貸人： 借人： 用途：雑種地 太陽光発電 賃貸借</p> <p>番号6 土地の表示： m² 登記：田 現況：田</p>

	<p>貸人： 借人： 用途：雑種地 太陽光発電 賃貸借 全て、隣地、水利組合等からの同意書を頂いています。さらに落合の方は、土地改良区からの意見書を頂いています。</p>
議長	<p>現地調査報告を糸田委員よりお願いします。</p>
糸田委員	<p>本日午前中に、恩田会長、市川職務代理、糸田、野口龍馬委員、吉次委員、井上武委員、芝田局長、亀尾局長補佐の8名で現地調査を行いました。</p> <p>番号1ですが、場所は から奥に向かった に隣接した農地です。2ページに公図があります。ここは現状 線が走っています。申請地に隣接する は宅地で住宅が建っています。 は農地で保全管理の状態です。 と は、3年ほど前に転用されて が建っています。3ページに土地利用計画図が付いています。 さんが現在住んでおられる宅地があり、その隣の農地に息子さんが住まわれるということです。道路側溝がありまして、農地として活用されていた時は、用水と排水を兼ねて利用されていたようですが、非常に水の便が悪くて近年は作付されていない状況でした。今回、宅地として活用されるにあたり、下水については既に建っている下側の家に繋ぎ、雨水等の排水については、従来から活用している道路側溝と繋ぐ計画が出されています。 沿いでもありますし、農地としての活用が見込まれる農地ではないと現地で確認しました。</p> <p>2番から4番までは の太陽光発電設備設置の転用です。現地調査資料の8から20ページになります。8ページの申請地と記してある所から堤防がある所までの一帯、6筆 m²になります。水田として活用されていたときは、堤防から取水した水をポンプアップして水田に流しておられましたが、非常に水の便が悪く米の収量が上がらなかった為、最近是一部畑として活用されて他は保全管理の状態であったようです。北側は山が迫っていて鳥獣被害もかなりあったようです。今後、農地としての有効活用は難しい農地ではないかということで、今回の申請は問題ないのではと判断しました。</p> <p>5番、6番ですが、25.26ページに場所と公図が載っています。隣接する はウドが栽培されています。 から取水されて には畔こして落とすという非常に条件が厳しい場所で、近年は水田として活用されていなかったそうです。転用されますと、排水は から の方に落ちるようになっています。 に水路が走ってまして、そこに排水されます。この農地につきましても、農地としての有効活用は難しいのではないかと判断しました。ちなみに、 は2か月前に同じく太陽光発電設備への転用ということで許可が下りています。</p>
議長	<p>議案第1号につきまして質疑を受けます。</p>
作野委員	<p>今回上がっています太陽光発電設備全般について質問します。貸借、売買と色々な形態が出てきています。農地の所有者は荒廃地にならないように、施行者はそれなりの需要があるから契約が成立していると思います。昨今、農地から太陽光設備への転用が数多く出ますが、実際の需要はどうか、大きな流れとしてはどのような動きなのか、</p>

		分かる範囲で教えて下さい。
	局長補佐	太陽光発電設備設置の全体的な流れについてのご質問だと思います。南部町でも数年前から太陽光発電設備への転用が増えています。水等の条件から農地としての活用は難しいが、赤判定にはならない農地については、遊休農地からの解消は難しく苦慮されています。それが背景にあると思います。太陽光発電の売買単価は下がってきています。25円を切ると難しいという話しは聞いていますが、現在、需要と供給は非常に高いです。収支シミュレーションを見ますと、今年あたり売買単価が21円で契約されていて、その後18円になると思いますが、業者としては請負のギリギリの線だということです。業者からの説明ですので実際に運営してみないと分からないところですが、売買単価が落ちてきている中で、今は最終局面にあるのではないかと聞いています。遊休農地解消の良い策が出ない、施行者は太陽光発電の最終局面であるというところで、非常に相談件数は増えています。また、売買、賃貸借と色々な形態がありますが、それは地権者、業者との間での双方が承諾されての契約です。
	作野委員	分かりました。
	竹内委員	番号2の譲受人が となっておりますが、現地調査資料では となっておりますが。
	局長補佐	申請書で確認しましたところ、 が正しいですので、議案書の訂正をお願いします。
	議 長	他にございませんか、ご異議ございませんか。
	一 同	はい。
	議 長	異議なしと認め、『議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』は、議決承認されました。
5. 協議事項 (1) 遊休農地 パトロール出 発式について	議 長	協議事項に入ります。『(1) 遊休農地パトロール出発式について』説明を願います。
	局長補佐	本年度のパトロールを始めるにあたり、関係者一同が集まって、頑張っていこうという意味合の出発式ですので、ご出席をお願いします。出発式終了後、賀野地区を回る予定です。本年度は鳥取県農業会議から専任の講師をお迎えして現地での研修を行いたいと考えていますので、皆様全員の参加をよろしく願います。詳細につきましては8月の総会で改めて説明させていただきます。
6. その他 (1) 農地法第 5条第1項の 規定による農 地一時転用届 について	議 長	『農地法第5条第1項の規定に一時転よる農地用について』提案者より説明を願います。
	局長補佐	【『農地法第5条第1項の規定による農地一時転届について』朗読(議案書6頁)】 田住川砂防の河川改修工事に伴う一時転用です。
	議 長	何かご質問はありませんか。 (質問、意見なし) ないようですので報告を終わります。

(2) 農業委員等の公務災害補償制度について	議 長	『(2) 農業委員等の公務災害補償制度について』説明を願います
	局長補佐	省略
平成 30 年度第 3 回農業員会総会の日程について	議 長	平成 30 年度第 5 回南部町農業委員会総会は、平成 30 年 8 月 9 日(木)に開催します。
その他	作野幹事	省略
	局長補佐	・農業委員会視察研修会（松江方面）決算報告。当日欠席者は食事代のみ集金。
8、閉 会	議 長	これにて平成 30 年度第 4 回南部町農業委員会総会を閉会します。